

総務委員会会議記録（第2号）

令和8年 3月 9日

福島県議会

1 日時

令和8年 3月 9日（月曜）

午前 10時59分 開議

午後 2時37分 散会

2 場所

総務委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」（第1号に添付）及び「請願調書」のとおり

4 出席委員

委員長	佐藤郁雄	副委員長	佐々木恵寿
委員	神山悦子	委員	亀岡義尚
委員	渡辺義信	委員	高野光二
委員	先崎温容	委員	佐藤義憲
委員	半沢雄助		

5 議事の経過概要

（午前 10時59分 開議）

佐藤郁雄委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより総務委員会を開く。

これより総務部の審査に入る。

直ちに議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外9件を一括議題とする。

直ちに、総務部長の説明を求める。

総務部長

(別紙「２月県議会定例会総務委員会総務部長説明要旨（当初予算関係）」説明)

佐藤郁雄委員長

続いて、総務課長の説明を求める。

総務課長

(別紙「議案説明資料」説明)

佐藤郁雄委員長

続いて、税務課長の説明を求める。

税務課長

(別紙「議案説明資料」説明)

佐藤郁雄委員長

続いて、職員研修課長の説明を求める。

職員研修課長

(別紙「議案説明資料」説明)

佐藤郁雄委員長

続いて、行政経営課長の説明を求める。

行政経営課長

(別紙「議案説明資料」説明)

佐藤郁雄委員長

続いて、私学・法人課長の説明を求める。

私学・法人課長

(別紙「議案説明資料」説明)

佐藤郁雄委員長

続いて、財産管理課長の説明を求める。

財産管理課長

(別紙「議案説明資料」説明)

佐藤郁雄委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

神山悦子委員

総 7 ページの合同庁舎整備費について、南相馬合同庁舎などは建物も古く女性用

トイレが少ない上に洋式化も大分遅れているとの声を聞くが、この点も加味された改修か。

施設管理課長

トイレ全体の快適性向上などを図る目的であり、洋式化も併せて進めていく。

神山悦子委員

洋式化は当然であり、女性用トイレの数が少ないことが様々問題になっていることから、トイレを先に改修してもよいと思うため、今後このような点に目配りし進めてほしい。特に、公的な場所では高齢者の使用も多いため、意見として述べておく。

次に、総11ページの税務事務改善費について、税務システムに関連する新年度の取組内容を聞く。

税務システム課長

現行の税務システムは、平成20年4月の稼働から17年経過していることから老朽化が進み、改修対応が急務である。次期税務システムは本県独自のカスタマイズを行わず、他県でも実績のあるパッケージ型の定額利用料金方式による利用を想定している。

神山悦子委員

税務関係システムで、来年度以降も改修が続くものはあるのか。

税務システム課長

税務システムは複雑かつ大規模であるため、来年度に着手し令和10年度まで改修を行い、11年度からの運用開始を予定している。運用経費については、債務負担行為を設定している。

神山悦子委員

総66ページの福島県税条例の一部を改正する条例について、インターネットを利用した公示送達を可能とする改正の趣旨と具体的な内容を聞く。

税務課長

これまでの公示送達は、例えば、自動車税の納税通知書や督促状などが納税義務者に届かず、所定の調査を実施してもなお居住地が判明しない場合、各地方振興局の掲示板に書面を掲示していた。今回、地方税法の一部改正により従来の方と併せてインターネットを用いた方法も可能となったことから条例を改正し、改正後は

税務課のホームページでも情報を掲載する。

神山悦子委員

個人情報の管理が心配だが、どのように行うのか。

税務課長

デジタル庁から示されている運用方針と同様に、納税者の氏名がインターネット上で検索しづらい方法により取り扱う予定である。

神山悦子委員

総77ページの包括外部監査契約について、例年、支払額は契約金額のどの程度か。

職員研修課長

例年、予算の上限額で契約し、満額を支払っている。

神山悦子委員

契約金額が大きいと思うが、算定方法を説明願う。

職員研修課長

来年度の契約相手方は田中氏1名であるが、包括外部監査は確認すべき内容が膨大で相当の時間を要するため、例年、7名程度の補助者がいる。補助者の人件費や報告書の印刷代、実地監査時の旅費等を積算した結果であり、過大な金額ではないと考えている。

半沢雄助委員

総3ページ、一般事務費の庶務業務集中処理化推進事業について、詳細を説明願う。

職員業務課長

庶務業務は全部で3事業ある。1つ目は庶務システムの運用保守及び改修に係る事業、2つ目は一部外部委託をしている外部人材の活用事業、3つ目は庶務システムを使用できない所属の職員の給与データを集約する集中処理機関運営事業である。

半沢雄助委員

庶務システムは、定期的に見直しながら運営していると思うため、職員の業務負担軽減の点も含めて、適切な運用を願う。要望である。

次に、総12ページの市町村行財政費の被災市町村に対する人的支援事業について、被災市町村では特に専門職をはじめ人材が非常に不足していると思うが、県では県

職員の派遣のほか、人材確保への支援も行っているのか。

市町村行政課長

県職員を派遣する支援も行っているが、まずは被災市町村において職員を採用することが大切であるため、任期付職員の採用合同説明会やOB職員とのマッチングなど、採用についての支援も行っている。

半沢雄助委員

被災市町村の職員が増えない場合、県職員を派遣し続けることは大変であると思う。今後その辺りの進捗なども教えてほしい。

次に、総15ページの私立学校振興助成費の高等学校等就学支援金については、私立学校の表記がないが、私立学校以外も対象になるのか。

私学・法人課長

高等学校等就学支援金は、私立高等学校などの生徒に対する国の支援制度であり、高等学校のほか専修学校の高等課程や各種学校の国家資格者養成施設などの生徒も対象である。

神山悦子委員

同じく総15ページの私立高等学校等就学支援事業について、事業の開始時期と支援基準を聞く。

私学・法人課長

県独自の事業で、私立学校の授業料や入学料などを世帯所得に応じて支援するものである。来年度は約1億4,800万円の予算を計上しており、前年度比約1,800万円の増額である。開始時期については後ほど答弁する。

佐藤郁雄委員長

議案に対する質疑の途中であるが、ここで暫時休憩する。

再開は午後1時とする。

(午後 0時 休憩)

(午後 0時59分 開議)

佐藤郁雄委員長

再開する。

直ちに、午前の神山委員の質疑に対する私学・法人課長の答弁を求める。

私学・法人課長

私立高等学校等就学支援事業の開始時期について、高校の授業料は、低所得世帯には昭和56年、中所得世帯には令和2年、高校の入学料は令和5年、中学校の授業料は平成29年からそれぞれ支援している。

神山悦子委員

財源は全て県費か。国庫補助はあるのか。

私学・法人課長

県独自の支援事業であるため、財源は県費である。

神山悦子委員

高校及び中学校への支援について、予算額と対象校数をそれぞれ聞く。あわせて、支援内容の違いと支援対象の世帯所得額を聞く。

私学・法人課長

まず、高校の入学料支援について、生活保護世帯などに対する補助2万5,000円を来年度から5万円に増額する。想定生徒数は約350人で事業費は1,800万円である。

次に、新設で年収590万円未満の世帯に2万5,000円を補助する。想定生徒数は約1,900人で事業費は4,700万円である。

次に、中学校の授業料支援について、従来は入学後に保護者などの失業等で年収が減少した家計急変世帯に対して行っていたものに加え、今回新たに年収400万円未満世帯の生徒に対し、授業料の年額33万6,000円を補助する。想定生徒数は70人で事業費は2,352万円である。

神山悦子委員

対象となる私立学校の高校と中学校は何校か。

私学・法人課長

対象となる高校数、中学校数についての資料は持ち合わせていないが、県内の私立高校は17校、私立中学校は8校あり、各校の該当する生徒に支援する。

神山悦子委員

県の支援は評価する。県では入学金と授業料をそれぞれ支援しているとの理解でよい。私立学校では各校の授業料に差があると思うが、私立高校の年間授業料は

幾らか。

私学・法人課長

入学金と授業料をそれぞれ支援している。私立高校の入学金は20万円程度、授業料は平均44万6,270円で最高額は46万円、最低額は39万6,000円であり、額に大きな開きはないと考えている。

神山悦子委員

この支援は保護者や生徒にとって大事であり、全国と比較しても本県の私学への助成額は多いと思うため、ぜひ続けてほしい。

次に、総61ページの土地取得事業特別会計について、詳細を説明願う。

財産管理課長

土地取得基金を出納局で運用し、総務部で運用益を積み立てている。

神山悦子委員

基金の所管及びその内容を聞く。

財産管理課長

土木部の道路事業等で要する代替用地等を先行取得するための基金である。

先崎温容委員

総13ページの知事選挙費の知事選挙費（選挙啓発推進費）については、県知事選挙の実施に要する予算か。投票率向上のための啓発活動も含むのか。

次に、県議会議員選挙費の県議会議員補欠選挙（郡山市選挙区）には、郡山市選挙区と記載されているが、福島市選挙区といわき市選挙区分も含まれるのか。

市町村行政課長

まず、知事選挙費の経費は主に2つあり、事務費として候補者や市町村に交付する公営費と投票率向上のための選挙啓発事業費である。選挙啓発事業費については4年前の県知事選挙時の決算額を参考に、十分に広報、啓発できる額を計上している。

次に、県議会議員選挙費について、今回、郡山市選挙区分を予算計上しているが、福島市選挙区、いわき市選挙区分については県議会議員の辞職が1月下旬であったため、当初予算編成に間に合わなかった。次回定例会以降に補正予算を上程したい。

先崎温容委員

県知事選挙の啓発について、デジタル化の進展に伴いデジタル機器の活用が進め

られている。投票率向上を図るため、デジタル機器を活用した啓発等について選挙ごとにバージョンアップが必要だが、予算にその辺りは反映されているのか。

市町村行政課長

4年前とはデジタル環境が変わっており、前回の参議院議員選挙ではSNS等を活用しながら選挙啓発に努めた。委託業者と相談しながら時代に応じたデジタル活用による選挙啓発にしっかりと取り組んでいく。

佐藤義憲委員

総58ページの軽油引取税について、暫定税率が廃止になったため当初予算収入額は対前年度比で48.9%となったが、その補填分は総23ページの地方特例交付金に含まれているのか。

財政課長

軽油引取税の暫定税率及び自動車税環境性能割の廃止に伴う減収分については、令和8年度の地方特例交付金に全額含めている。

佐藤義憲委員

例年、地方特例交付金の計上額は100億円程度であると思うが、記載の約120億円には軽油引取税の暫定税率廃止分などの補填以外も含んでいるのか。

財政課長

補填分としては、軽油引取税の暫定税率廃止分が94億円程度、自動車税環境性能割の廃止分が12億円程度である。

佐藤郁雄委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

佐藤郁雄委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結する。

次に、一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

神山悦子委員

昨日は国連の国際女性デーであった。新聞報道によると女性登用やジェンダー平等の取組に関する本県の順位は以前よりも低くなっており、特に教育分野が低く、行政分野も44位であったと思う。県では様々な部署で審議会の女性委員比率を上げ

るなどの取組を行ってきたが、まだまだ改善が必要であり、もともと政策決定の場に女性が少ないと思う。そこで、県は新年度、どのように取り組んでいくのか。

人事課長

女性管理職率の向上について、教育分野以外は福島県職員男女共同参画推進行動計画を策定し、人員の確保や人材育成に努めている。現在の女性管理職率は知事部局で15.0%と全国との比較でも決して高くないが、昨年度比では1.1ポイントの増で、着実に女性管理職は増加している。また、職員採用試験における女性の受験率向上に取り組んだ結果、令和7年4月1日時点の受験者に占める女性の割合は35.0%であったほか、女性職員の割合も初めて30%を超えた。人事異動においても、女性職員を管理職に登用するため様々な業務を経験させるよう配慮するなど、引き続き尽力していく。

神山悦子委員

県の努力もあり女性職員率が30%を超えたと思うが、管理職昇進の時期が親の介護や育児など様々なことと重なるなど、働きやすい環境がまだまだ整っていない。女性管理職の育成を自然の流れに任せず具体的にに取り組んでいく必要があり、働き方や処遇の在り方、特にその環境を支える正規職員をさらに増やしていかなければならない。フレックスタイム制は、職員数に相当の余裕がないと実際には利用しにくい。女性が働きやすく管理職に昇進しやすい体制を整えることは、男性にとっても働きやすい環境になるとの観点からも、まだまだ改善が必要である。

そこで、現在の課題をどう認識しているのか、県の取組を評価する上で聞く。

人事課長

仕事と家庭の両立において、女性は家事等のウェイトが重いと思うが、在宅勤務やフレックスタイム制をうまく利用することで、今後、職員の時間効率化が上がっていくものと期待している。また、女性管理職を増やすための取組としてロールモデルを示しながら、職員の意欲や能力の向上、働きやすい環境の整備に引き続き取り組んでいく。

神山悦子委員

フレックスタイム制については、動向を注視していきたい。

次に、仕事と家庭の両立について、本県は経済分野での指標がよいのは知事がイクボス宣言をした影響もあると思うが、家事や育児に占める1日当たりの時間数を

見ると男性55分、女性243分と圧倒的な差がある。現実的には依然として女性が家事や子育てなど様々なことに関わらざるを得ない状況にあることもよく理解した上で女性登用に取り組んでほしい。

本県の人口流出は全国ワースト12位で、特に若者や女性の流出が多い。若者に聞くと、「働く時間を短くして自分の自由な時間を大切にしたい」、「家庭を大事にしたい」との声が多い。そうした若者の希望に応えられる職場体制をしっかりと構築するためには、職員数を確保する必要がある。職員数をしっかりと確保することにより、精神的疾患や過労死などもなくなってくると思う。また、最近はどの職場、職種でも若者の中途退職が多い。自分の時間も大切ではあるが、仕事にしっかりと取り組むこととの兼ね合いが改めて問われている。

そこで、県では職員に対しワーク・ライフ・バランスをどのように推進していくのか。

行政経営課長

職員の確保については、東日本大震災以降、正規職員や任期付職員の採用をはじめ即戦力として他県からの応援職員等の受入れなど、多様な方策で人員の確保に努めてきた。今回上程した職員定数条例の改正案において、令和8年度以降も300人増員の特例期限を延長することとし、引き続き職員の確保に取り組んでいく。一方で、採用割れや中途退職など人材確保が困難な状況にあり、必要な職員数に達していない実情がある。今後も必要な人員確保については、正規職員や任期付職員の前年11月の前倒し採用や会計年度任用職員の活用などに引き続き取り組むとともに、DXによる業務効率化や管理職による業務再配分など職員の負担軽減に努めていく。

神山悦子委員

県政の信頼確保につなげるためにも職員の確保に努めてほしい。特に正規職員の確保をよろしく願う。

次に、会計年度任用職員については賃金体系や働き方が部署によって異なっているが、総務部においても統一されていないのか。

総務課長

総務部総務課長が任命権者である会計年度任用職員には、短時間やフルタイムで勤務する者のほか、特定会計年度任用職員として様々な特殊業務に携わる職員もい

る。令和7年12月1日現在での総務部の会計年度任用職員には、パート及びフルタイム勤務の事務職員のほか、障がい者にチャレンジしてもらう雇用枠もある。特定会計年度任用職員には、メンタルヘルス相談員など様々な職種があり、職種ごとに時給単価や勤務形態が異なる。

神山悦子委員

市町村の会計年度任用職員についても処遇などは統一されていないのか。

市町村行政課長

委員指摘のとおり、市町村においても様々な職種があり、勤務条件もそれぞれである。

神山悦子委員

会計年度任用職員については、総務省から3年目公募に関する通知が何度か発出されているが、県からも市町村に対して通知などを行っているのか。

市町村行政課長

総務省からは定期的に会計年度任用職員に関する通知があり、当課から各市町村に遅滞なく周知している。

神山悦子委員

採用される部署によって、フルタイム希望者がパートタイムになるなどの弊害は改善すべきとの意見を述べておく。

半沢雄助委員

会計年度任用職員について、次年度は減員になる部署もあるとの話を聞いたが、次年度採用数の増減状況を聞く。

総務課長

他部局の状況は把握していないが、総務部に関しては来年度の減員はない。

半沢雄助委員

県全体として特に専門職が不足していると認識しているが、業務を執行する上で、会計年度任用職員も含めた一定程度の職員数が必要ではないか。次年度に向けた職員の確保について、県の考えを聞く。

行政経営課長

職員の確保については、正規職員及び任期付職員の採用、他県等からの応援職員の受入れなど様々な方策で確保に努めている。一方で、採用割れや中途退職者の増

加などから予定している職員数を確保できていない実情がある。DXによる業務効率化や人事委員会による試験制度の見直しなど、引き続きしっかりと取り組んでいく。

半沢雄助委員

全体の人員体制を総括する部として、引き続き対応願う。

次に、日本年金機構のGビズIDという電子認証システムの活用について、以前、当該機構の関係者から県や教育現場ではなかなか導入が進まないとの話を聞いた。県で導入する場合、庶務システムの改修も必要になると思うが、現状について把握している範囲で答弁願う。

職員業務課長

現時点で県の庶務システムとは連携していない。

半沢雄助委員

年金事務所の関係者から県のシステムとは連携していないと聞いてはいるが、例年、年金事務所から県に対し、業務効率化の観点からもGビズIDの導入をぜひ進めてほしいとの要望を受けていると思う。非常によい取組であると思うが、県では導入を検討しているのか。

職員業務課長

委員指摘の件は年金事務所から何度か提案されているが、導入に当たっては、社会保険適用部署で登録のための携帯電話やIDが必要になるなどの課題があり、進んでいない。

半沢雄助委員

十分に検討の余地はあると思うため、技術的な面なども含め様々な情報を収集しながら、引き続き検討するよう要望する。

次に、総務省から各都道府県に対し、鳥獣の保護及び管理に関する業務に従事する職員を採用する際の留意事項等について通知されたと思うが、本県の対応を説明願う。

人事課長

総務省の通知では、特殊勤務手当について「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して

は、特殊勤務手当が支給できるが、各地方公共団体において、鳥獣の保護及び管理に関する業務が、これらの要件に該当すると判断する場合には、当該業務に従事する職員に対し、特殊勤務手当を支給して差し支えないこと。」とされている。

現在、本県では熊に関する業務に対する手当はないが、各部局からの相談にしっかりと対応していく。

半沢雄助委員

今後、新規事例などにぜひ柔軟に対応してほしい。

熊の被害に関して最も困っているのは市町村である。県で支給していない特殊勤務手当を市町村で支給してもよいのかなど、判断に大変迷っている実情も聞いているため、この点について県の考えを聞く。

市町村行政課長

特殊勤務手当については、各市町村において条例改正を行えば支給可能であることから、総務省と環境省からの通知は速やかに各市町村に周知し手当が支給可能である旨を知らせており、郡山市では3月議会に鳥獣被害対策従事職員に対する特殊勤務手当支給の条例を上程している。県においては、他県の支給状況などを把握するとともに先行自治体の事例を紹介しながら、各市町村においても条例改正により手当の支給が可能であることをしっかりと周知していく。

半沢雄助委員

先行事例の情報提供など引き続きよろしく願う。

佐藤義憲委員

部長から非常に厳しい財源不足の状況にあるとの説明があったが、県の様々な取組の中で、県有施設の維持管理、更新について質問する。今春、新しい郡山合同庁舎が竣工予定であるが、現在の郡山合同庁舎は昭和5年に建てられ、会津若松合同庁舎は昭和35年と次に古い状況である。この点について、今後の合同庁舎の整備計画等を聞く。

施設管理課長

会津若松合同庁舎については、現時点で整備計画はない。耐震化工事やトイレ改修などの部分的な改修工事は行っており、当面は個別の修繕を行いながら維持していく考えである。

佐藤義憲委員

県で遊休資産となっている財産については様々な活用も考えられるが、財政が厳しい中で売却などにより今後整理していく考えはあるのか。

財産管理課長

行政財産である土地や建物を用途廃止し普通財産にした場合、まずは所管部局以外での利用計画の有無を確認している。県において利用予定がない場合、次に地元市町村等を中心に利用希望の有無を確認している。市町村等においても利用する考えがない場合には、一般競争入札により売却する流れである。

佐藤義憲委員

他県においては高知県と高知市、長崎県と大村市、秋田県と秋田市などで、県と市町村の枠を超えて図書館や文化施設、インフラなどを共同整備する動きがある。県だけでなく市町村の財政も極めて厳しい中で、今後、公共施設を共同で整備する考えが必要になってくると思うが、どうか。

財産管理課長

県では、県と県内全市で構成する自治体等FM連絡会議福島県地域会を設置し、公共施設の現状確認や今後の取組について情報を交換している。昨年10月21日に喜多方市で開催した会議では、委員指摘の他県の事例に触れ、必要に応じて検討を進めていかなければならないとの意見交換を行った。

佐藤義憲委員

人口減少も進む中で、今後、共同での維持や整備の形を取らざるを得ないと思うため、市町村と十分に協議、調整し、その方向に進んでほしい。

市町村の財政事情を踏まえ、市町村財政課から何か答弁はあるか。

市町村財政課長

各市町村では公共施設等総合管理計画を策定し、計画に基づき管理運用を行っており、当然、人口減少によって施設の統廃合なども必要になってくる。建物除去が対象となる起債や研究、検討するための補助制度を活用し、各市町村の公共施設運営の在り方等についてしっかりと検討してもらおう。その際には、県との共同整備なども含めた検討が進められるよう、市町村とも十分連携を図りながら取り組んでいく。

佐藤義憲委員

そのような協議の場で県が前向きな姿勢を示すことで、厳しい財政状況にある市

町村も積極的になると思うため、よろしく願う。

先崎温容委員

まず、選挙の投票率向上について、全国的な事例を見ると、期日前投票所を商業施設に設置し投票しやすい環境をつくったり、大学等に設置して若者に投票を促したりするなどの取組を行っている。今後、県では投票率向上に向けてどのように取り組んでいくのか。

次に、選挙運動費用の公費負担について、近年の物価上昇の影響により選挙ポスター作成費などが現在の公費負担分では不足するなどの問題が生じている。将来的に検討を要する案件であると思うが、県の考えを聞く。

市町村行政課長

投票所の設置場所については市町村が判断しており、福島市では買物時に利用できるようMAXふくしまに設置したほか、福島大学に期間限定で期日前投票所を設置した事例がある。県選挙管理委員会としては、市町村選挙管理委員会に対して若者はもちろん全ての有権者が投票しやすい環境を整えるよう今後とも働きかけていく。

次に、物価上昇の影響によって立候補者の負担が増加している点について、参議院議員選挙の際に国が経費の見直しを行っている。国政選挙の状況も踏まえ、経費負担の増加については今後検討していく必要があると認識している。

先崎温容委員

本県ではふくしまポータルを主軸として、防災アプリ、県民アプリ、POLICEアプリふくしま等で各部局が常々情報を発信しており、県民のダウンロード数が少しずつ増加している。選挙広報もこれらのアプリと連携し広く行えるのではないかなと思うが、どうか。

市町村行政課長

県選挙管理委員会にはSNSのアカウントがある。広報課のアカウント等と連携しながら幅広く県民の目に留まるような選挙啓発、情報発信に努めていく。

先崎温容委員

よろしく願う。

次に、私立学校への支援について聞く。本県の私学への支援状況は常に全国10位以内に入っており手厚いことは認識しているが、本県の公立高校生1人当たりの教

育費は約170万円であるのに対し、私立高校生は県から約40万円の支援があるものの、公私間では約130万円の開きがある。今後、少子化の進行により私学はさらに厳しい状況になる中で、県の財政など様々な面も含めて県全体で将来的な教育の在り方を検討していく必要があると考えている。教育庁が策定した令和10年度までの県立高等学校改革後期実施計画も踏まえ、県全体で一丸となった取組を行うべきと思うが、公私間比率等を含めた今後の教育の在り方について県の考えを聞く。

私学・法人課長

県内の高校の募集定員については、福島県公立高等学校協議会においておおむねの公私比率が整理されており、県としては適正な水準が維持されるよう協会に要請している。来年度、国の就学支援金が拡充されるが、教育環境や保護者の教育に関する考えも都市部とは異なるため、私学への入学希望者数を注視していく必要がある。

本県の教育を考えた場合、公立学校とともに発展していくことが大切であるため、財源も含め教育庁としっかりと連携して取り組んでいく。

先崎温容委員

福島県公立高等学校協議会の公私間比率を長年一つの目安としているが、最も重きを置かなければならないのは、少子化が進行する中で優秀な子供を育てる環境づくりである。当然、財政面も関係するため教育庁を含めた県全体で考えなければいけないと思うが、県の考えを聞く。

私学・法人課長

私立学校の場合、公私間比率に関しては福島県公立高等学校協議会で審議するのが原則であり、法律上、県では指導できないため、まずは当該審議会での検討を優先させる考えである。今後の公立学校の動きを注視しながら県全体の教育の発展のため教育庁ともしっかりと連携して取り組んでいく。

先崎温容委員

人口減少を含め様々な環境が厳しくなる中では、おのおのが知恵を絞ってこれまでの経緯も踏まえた上で身を削ったり、後世によい形を残す努力をしたりすることが大切であるため、よろしく願う。

次に、神山委員からも質問のあった女性活躍については、性別にかかわらず、働きやすい、働きがいのある職場であることも大切である。

日本の男女の家事分担比率は平均 1 : 5 程度である。私ごとながら、5 年くらい前から私が毎日弁当を作っているのだが、このことで妻との信頼関係が変わり仕事 がしやすくなった。県でも男性職員が得意分野の家事を率先して行う雰囲気づくりを進めてはどうか。性別にかかわらず、お互いの理解が社会全体によい形でつながっていくと思うため、ぜひ男女の家事分担比率が 2 : 3 程度になるよう推進を図り、男女共に働きやすい、働きがいのある職場をつくってほしいが、どうか。

人事課長

県では「とも家事」に取り組んでおり、共生社会・女性活躍推進課で所管している。委員の指摘については、当然家庭内の役割への積極的な関与も必要であり、女性活躍の面でできることを常々考えていかなければならないため、提案として受け止めたい。

先崎温容委員

全国的に民間企業では女性の働き方を応援する動きが広がっている中で、男性の管理職昇進試験で家事、育児、介護などについて取り上げたことが、会社の社会的信頼度の向上につながった成功事例もある。以前から述べているが、やはり県庁は本県の中で 1 番憧れる職場であってほしい。様々な課題はあると思うが、性別を問わずに職員間で働きやすさや働きがいについて、それぞれの考えを形にしていける明るい職場にしてほしいため、ぜひ総務部で職場環境づくりの推進をよろしく願う。

神山悦子委員

市町村の財政状況が厳しいため、職員の給与改定を喜多方市では行わず、須賀川市では今年 1 月からの適用と聞いたが、同様の市町村は今後増えてくるのか。県の支援が必要であると思うため、考えを聞く。

市町村行政課長

委員指摘のとおり、喜多方市と須賀川市は人事委員会勧告にのっとり給与改定ではなかったが、そのほかの市町村は勧告どおりである。

市町村財政課長

市町村に対する令和 8 年度の財政支援について、ハード面では市町村財政緊急支援パッケージとして、市町村振興基金を財源に貸付け枠を追加して支援を行う。ソフト面では市町村財政計画策定支援メニューとして、市町村が財政計画を策定する際に県が関わりノウハウを伝えるなどの支援に取り組んでいく。

高野光二委員

総57ページ、個人県民税の滞納繰越額約20億円について、不景気や被災の影響もあるかと思うが、現況を聞く。

税務課長

滞納額については、令和6年度決算で約32億2,159万円である。このうち最も多いのが個人県民税約20億191万円であることから、6割以上が個人県民税の滞納である。地域性や生活苦、納付は可能であるが納めないなど滞納者ごとの状況はあるが、県としては特に個人県民税の圧縮に向け、各地方振興局の県税部や税務課職員が直接市町村に出向き、滞納処分の具体的な方法や差し押さえた財産の公売方法などについて助言等を行っている。個人県民税の滞納解消に向けて、引き続き市町村に対してきめ細かに対応していく。

高野光二委員

様々な状況に応じた税の徴収は大変であると思うが、額が大きいため指摘した。引き続きしっかりと取り組んでほしい。

次に、総78ページの福島県職員定数条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、本県には多くの自治体から応援職員を派遣してもらっているが、応援職員は自治体からの派遣に限るのか。

行政経営課長

令和7年4月1日時点で他県等からの応援職員23名が、本庁各部局や相双農林事務所、相双建設事務所などの出先機関で勤務し、本県職員と同じ気持ちで頑張ってくれている。そのほか、ANA（全日本空輸株式会社）やJR東日本（東日本旅客鉄道株式会社）から3名が只見線施設の維持管理や空港の利活用などの支援のため応援職員として派遣されている。

高野光二委員

応援職員の制度は大変ありがたいため、ぜひ継続してほしい。

関連して、毎年、相双地域の商工会から、職員数の減少により被災地に戻っての事業再開や避難先の会員からの相談などへの対応職員が不足して大変困っているとの声を聞いているが、応援職員を商工会に派遣できないのか。

行政経営課長

委員指摘の件については、商工会を所管する商工労働部につなぐ。

高野光二委員

所管外ではあるが、県全体の関わりとしてよろしく願う。

次に、先ほどの神山委員の県有施設のトイレに関する質問に関連して、和式を希望する人の声も大事にしなければならないが、洋式の利用者が圧倒的に多い。今後、県有施設の改修や新設に当たっては、利用実態を考慮してほしいが、県の考えを聞く。

施設管理課長

本庁舎の耐震改修工事を行った頃は、駅や高速道路サービスエリアなどにも和式トイレが設置されている状況であったため、県庁舎のトイレにも一部和式を残したが、令和3年度以降の合同庁舎のトイレ改修工事では、基本的に全て洋式にするよう進めている。現存する和式の取扱いは、利用状況などを鑑みながら考えていく。

神山悦子委員

女性用トイレの数を必ず増やしてほしい。女性は男性より使用時間が長いことがこれまで加味されなかったため、今後の改修に向けて要望する。

佐藤義憲委員

先日、私学の関係者から、公立学校の定員を削減すると、公私間比率に基づき私学の定員も削減されてしまい、経営が成り立たなくなるとの話を聞いた。私立学校は人口急増期に国や自治体からの要請に応える形で設立されてきた歴史があるが、県ではこのような声を把握しているのか。

私学・法人課長

様々な場面での私立学校長などとの意見交換により、委員指摘の件についても聞いている。

佐藤義憲委員

学校教育審議会の中で私学側の意見を議論する機会はあるのか。また、審議会を通じてこのような声が県教育委員会に届いているのか。

私学・法人課長

私立学校の校長と県教育庁の職員も学校教育審議会の委員であることから、私学側の要望や意見などは審議会場で直接伝わっている。

佐藤義憲委員

県のホームページに掲載されている学校教育審議会の議事録は平成29年で更新が

止まっている。審議会の議論について県民に伝わっているのか。

私学・法人課長

学校教育審議会は公開されているため、県民も内容を知り得る状況である。

佐藤義憲委員

私立学校も教育機関である一方で、経営面で必要な最低限の定員数が当然ある。

私立学校設立の経緯や私学側の経営状況も鑑みながら、本県の教育についてしっかりと考え取り組んでほしい。今後注視していくのでよろしく願う。

佐藤郁雄委員長

ほかにないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

佐藤郁雄委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

次に、請願の審査に入る。

本委員会に付託された請願4件のうち、先日審査した意見書の提出を求める請願2件を除く2件を一括議題とする。

請願調書の件名のみ書記に朗読させる。

（書記朗読）

佐藤郁雄委員長

ただいま朗読させた各請願について、方向づけを尋ねる。

初めに、継続請願85号について、各委員の意見を尋ねる。

佐藤義憲委員

継続の方向で願う。

半沢雄助委員

継続の方向で願う。

神山悦子委員

採択の方向で願う。

佐藤郁雄委員長

継続請願85号については意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採択において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、継続請願86号について各委員の意見を尋ねる。

佐藤義憲委員

継続の方向で願う。

半沢雄助委員

継続の方向で願う。

神山悦子委員

採択の方向で願う。

佐藤郁雄委員長

継続請願86号については意見が一致していないため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

佐藤郁雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、意見書の提出を求める請願を除く請願の審査を終わる。

なお、採決は3月18日に行う。

これをもって、総務部の審査を終わる。

本日は、以上で委員会を終わる。

明3月10日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は、危機管理部の議案の審査である。

これをもって散会する。

（午後 2時37分 散会）